

まつもとほうじん

令和2年
(2020年) 12月号
第551号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの食シリーズ



安曇野穂高のわさび

ー主 な 記 事ー

税務ポイント	2～3頁
経営レポート	4頁
ふるさとの食シリーズ	5頁
皆さんこんにちは・種村孝一氏	6頁
頑張ってます・遠藤勇介氏	6頁
新しい働き方、テレワークの表と裏	7頁
令和2年度「税を考える週間」関連事業報告 等	8頁
生活習慣病健診実施のご案内	9頁
会員福利厚生制度PR	10頁
12月の予定、その他ご案内 等	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき	12頁
法人会やまびこ運動ご協力をお願い	付録
法人会会員無料相談室ご案内（相談カード付）	付録

ふるさとの食シリーズ

～ 安曇野穂高のわさび ～

雄大な北アルプスの山々に源を発する豊富な湧き水の中で育つわさびは、日本有数の生産量を誇る安曇野穂高の特産品です。おそばや刺身などのお供として、またわさび漬けなどの加工品として大勢の人々に愛されています。美しく整備されたわさび畑は人気の観光スポットでもあり、春の訪れを告げるわさびの花はとても可憐で見る者の心を癒します。

（関連記事5頁 沖健史編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室^⑤〕源泉所得税関係

令和2年分 年末調整における主な留意事項について(PART 2)

Q 年末調整の準備を進める時期となつてまいりましたが、昨年と比べて変わった点について教えてください。(先月号のつづき)

A

3. 各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられ、次の表のとおり改正されました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者 ^(注1)	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

(注)1 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分についても、それぞれ10万円引き上げられています。

2 上記のほか、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられています。

4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置

所得者がひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます。以下同じです。)である場合には、ひとり親控除として、その人のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除することとされました。

- イ その人と生計を一にする子^(注1)を有すること。
- ロ 合計所得金額が500万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人^(注2)がいないこと。

(注)1 その人と生計を一にする子とは、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人以外で、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子をいいます。

2 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人とは、次の人をいいます。

- a その人が住民票に世帯主と記載されている人である場合には、その人と同一の世帯に属する人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人
- b その人が住民票に世帯主と記載されていない人でない場合には、その人の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

イ 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)ロの要件が追加されました。

ロ 上記(1)ハの要件が追加されました。

また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました。

(3) 令和2年分の年末調整の際の申告

上記(1)及び(2)の改正は、令和2年分の年末調整から適用され、この改正による改正前後の控除に係る適用判定のフロー図は次のとおりです。

フロー図において、〔改正後〕の「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている人は、令和2年分の年末調整の際にその異動内容について申告をする必要がありますので、令和2年の最後に給与の支払を受ける日の前日までに、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を、給与の支払者に提出してください。

なお、改正前の「未婚のひとり親(寡婦(夫)、特別の寡婦に該当しない人)」に該当する人が、適用判定の結果、「ひとり親」に該当する場合の申告については、以下の記載例を参考に、「寡婦」「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法により申告してください(給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の「左記の内容」欄を記載する必要はありません。)

〔記載例〕扶養控除等（異動）申告書（ひとり親に該当する場合）

（令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）

（月々の源泉徴収時）当初申告

（年末調整時）異動申告

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦
		一般の障害者				(人)	☐ 特別の寡婦
		特別障害者				(人)	☐ 寡夫
		同居特別障害者				(人)	☐ 勤労学生
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						

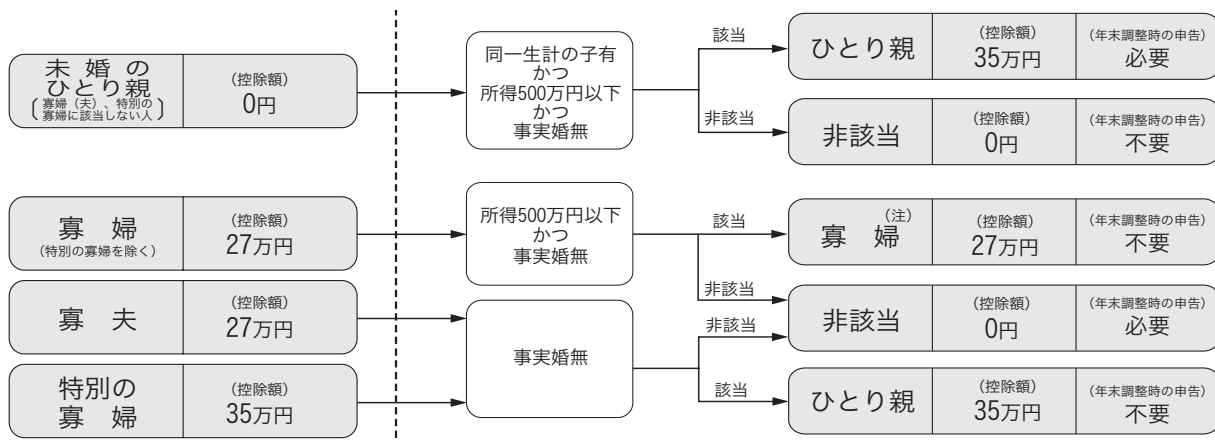


障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦
		一般の障害者				(人)	☒ ひとり親
		特別障害者				(人)	☐ 寡夫
		同居特別障害者				(人)	☐ 勤労学生
	上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。						

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】

（改正前）

（改正後）



（注）改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当する人が、上記適用判定の結果、「寡婦」に該当する場合において、その人と生計を一にする子を有するときは、「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し、年末調整の際にその異動内容について申告する必要があります。

(4) 令和2年分の源泉徴収簿の記載

ひとり親に該当する旨の申告があった場合等には、以下の記載例を参考に、「扶養控除等の申告」欄やその欄外の余白などに「ひとり親」と記載します。

（注）改正前の「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する人が、上記適用判定の結果、「ひとり親」に該当

する場合、令和2年分の年末調整では、「ひとり親」に該当する旨を申告する必要はありませんが「ひとり親控除」が適用されますので、源泉徴収簿の訂正漏れにより年末調整に誤りが生じることのないよう、ご注意ください。

〔記載例〕源泉徴収簿（ひとり親に該当する場合）

扶養控除等の申告	申告の有無	源泉控除対象配偶者	一般の扶養親族		特定扶養親族		老人扶養親族		障害者等	該当するものを○で 囲んでください。	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数	配偶者の有無
			一控扶	除養親族	扶養親族	定扶養親族	同居老親等	その他				
			当初	当初	当初	当初	当初	当初	当初	当初		
有・無	有・無	有・無	人	人	人	人	人	人	人	・一般の障害者 本人・配・扶（人） ・特別障害者 本人・配・扶（人） ・同居特別障害者 配・扶（人） ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生・ひとり親	当初	有・無
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	人			
	有・無	有・無	人	人	人	人	人	人	人		月 日	
		有・無	人	人	人	人	人	人	人		人	

《ひとり親控除及び寡婦控除に係る取扱いについて》

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)には、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）」を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。

5. 年末調整関係手続の電子化

生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました（令和2年10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。）。

（税制委員会：壺秀行、大池明、北澤剛グループ稿）（監修：関東信越税理士会 松本支部）

経 営 レ ポ ー ト

新型コロナウイルス感染症拡大防止に 関連する税務上の取扱い

税理士 大 塚 賢 治



国税庁では、本年10月23日「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の「5 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関連する税務上の取扱い関係」のうち、＜所得税に関する取扱い＞において、医療費控除関係が更新されています。（FAQは随時更新されています）

1. マスク購入費用の医療費控除の適用について

医療費控除の対象となる医療費は、①医師等による診療や治療のために支払った費用②治療や療養に必要な医薬品の購入費用、などとされています。マスクについては、病気の感染予防を目的として着用するものであり、その購入費用はこれら①②のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。※健康維持を目的とするビタミン剤の購入費用など病気の予防のための費用も医療費控除の対象となりません（FAQ5問12）

2. PCR検査費用の医療費控除の適用について

医師等の判断によりPCR検査を受けた場合の検査費用は、上記1①②の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象となりません。

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断によりPCR検査を受けた場合の検査費用は、上記1①②のいずれにも該当しないため、医療費控除の対象となりません。ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様と考えることができますの

で、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。（所得税基本通達73-4参照）（FAQ5問12-2）

3. オンライン診療に係る諸費用の医療費控除の適用について

オンライン診療に係る費用については、それぞれ次のとおりとなります。

①オンライン診療

オンライン診療のうち、医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。

②オンラインシステム利用料

医師等による診療や治療を受けるために支払ったオンラインシステム利用料については、オンライン診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

③処方された医薬品の購入費用

処方された医薬品の購入費用が、治療や療養に必要な医薬品の購入費用に該当する場合は、医療費控除の対象となります。

④処方された医薬品の配送料

医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。（FAQ5問12-3）

参考「国税庁 国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

大塚会計事務所

〒399-0014 松本市平田東1-25-11
TEL・FAX 0263-85-7330

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

【ふるさとの食】シリーズ ⑨

安曇野穂高の特産物といえば「わさび」。言わずもがなの名産物ですが、わさびにまつわるエピソードはご存じない方もいらっしゃるかも…そんな高級食材わさびについてご紹介させていただきます。

わさびは主にお刺身やお寿司のお供として親しまれていますが、そのすぐれた抗菌作用・食物防腐作用は皆さまご存じの通りだと思いますが、その他にも胃がん細胞増殖抑制成分が含まれているとか、認知症予防、血管拡張や骨密度強化など多彩な効果があるとされています。またわさびの辛味成分の抗酸化作用、抗アレルギー作用も、とある大学の研究で発表されているとのこと。

（その詳細な真偽については専門家ではありませんので割愛させていただきます。）

こうした様々な効果を持つといわれているスーパーフードですが、食べ方も多彩にあります。先程のお刺身やお寿司には根茎をすりおろして香辛料として使用しますが、その他にお茶漬け、蕎麦、鰻にも添えられていることもあり、焼き肉やかつ

安曇野穂高のわさび

～さまざまな効果をもつスーパーフード～

にも合うそうです。また酒粕に漬け込まれたわさび漬けはお酒のつまみやご飯の副菜としても珍重されております。パンにつけて食べる方もいらっしゃるそうです。そして最近ではフランス料理の香辛料としても使用されているようです。

そんなわさびの歴史をひもとくと飛鳥時代の文献に既に記述されていたようですが、どのように使用されていたかは不明の様です。718年頃（奈良時代）には薬用として使用されていたようです。そして室町時代には既に現代と同じ様な薬味としての利用が確立されていたようです。但し栽培が非常に難しい上、栽培地域が限定されていたため、一般庶民には高嶺の花だったようです。そして近年お刺身、お寿司、蕎麦などが普及するにつれて広く一般に普及したようです。

北アルプスの雪解け水を本流として湧き出る清冽な水によって生みだされるわさびは、まさに自然が創り出す芸術品といっても過言ではありません。

（沖健史編集委員）

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。

電子申告で
効率UP！



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp



皆さん
こんにちは♪

そば処 種村

松本市中央

店主 種村 孝一 氏

『何事にも全力で取り組む』

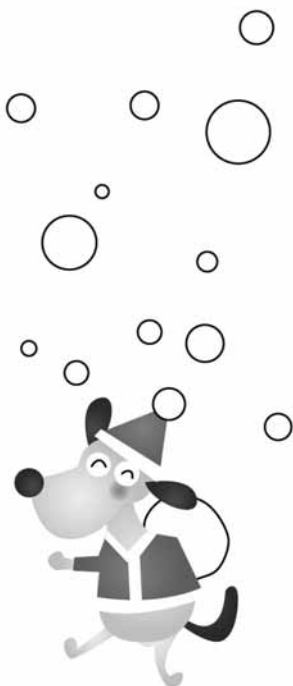
松本市中央にご
います、こだわりの
信州そばを味わえる
“信州そば切り”認
定店「そば処種村」。

店主の種村孝一さんは、もともと大のそば好き、そば打ち好き。会社勤めをしながら公民館活動でそば打ち指導などを行っていましたが、一念発起し平成22年に現在のお店を開かれました。

お店に入ると壁板からカウンターまでふんだんに木曽桧が使われており、心地よい香りに包まれます。使用されるそばの実は、種村さんが惚れ込む木曽御岳山のふもと標高千メートルを超える開田高原で栽培されたもので、石臼で自家製粉した本格手打ちそばを、お好みで8割か10割、さらには季節で「吟醸そば」「とうじそば」などお楽しみいただけます。また、試行錯誤の末に開発された「松茸練り込みそば」もおすすです。

ご趣味はなんとボディビル！昔、怪我をした際に、リハビリとして始めたそうですが、いまでは大きな大会にも出場し入賞されているとともに指導員の資格も有されているとのこと。「人のやらないことをやりたい、そしてやるならば徹底的にやる」という姿勢で仕事に趣味、何事にも全力で取り組まれている種村さんでした。

(上兼健司編集委員)



頑張ってます!!

『チャレンジの先に
新たな未来が』

株式会社 サン工機
安曇野市穂高

遠藤 勇介 氏

(株)サン工機は様々な機械
等の部品加工・工事・メン

テナンス・FA・加工技術を生業とされており、その後継者である遠藤勇介さんにお話しをお聞きました。会社は1974年松本市巾上にて(有)サン工機として設立、その後1999年には穂高に本社移転、2004年には30周年を迎え、翌年に本社敷地内に展示場完成、2012年創業者の遠藤正寿さんが代表取締役会長に、お父様の遠藤洋一様が代表取締役社長に就任されました。そして現在社員総勢40名にて安曇野を中心に全国広く営業ネットワークを展開しております。

その後継者として遠藤勇介さんは昨年入社され、現在は主に営業職として既存、新規のお客様を訪問し既製品の販売から配管工事のような工場メンテナンスまで幅広くご案内をされております。

「日々気をつけている事はお客様の信頼を失わない事、できないとすぐ断らない事」だそうです。

「やりがい新しい事を覚えてそれが別の機会に活かした時です。勉強不足で失敗、つまづく事は多々ありますが、それを次に繋げられた時は自分の身になっていると実感できます。」と語ってくれました。趣味はゴルフだそうです。老若男女、関係なく楽しく1日回れるスポーツだからとのこと。特に年齢の制限もないのでまだまだこれからもたくさん練習して楽しみたいとおっしゃっていました。その語り口からすでに、今後の勇介さんのご活躍の姿、明るい未来が見えていました。

(沖健史編集委員)

新しい働き方、 テレワークの表と裏

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆在宅勤務はストレス、出社したほうが良いと訴えた社員

この小見出しを読んで、意外だな、と思った方は多いと思います。コロナ禍への対応として多くの職場がテレワーク、在宅で仕事をする働き方を取り入れました。ある食品会社の営業担当、40代前半のAさんは、7人のチームのチーフ。3割出社という会社の方針に従いましたが、同僚との意思疎通のためには、出社した方がスムーズにいきました。顧客対応も直接の話し合いが有効でした。在宅はひとり勤務。電話やFAX、そしてインターネット、ZOOMなどのコミュニケーションツールを使います。操作自体は慣れても、一人で決断を求められる場合は迷います。「自宅だから楽でしょう」と周りからは思われてきましたが、Aさんは「ひとりではキツイ、逆にストレスです」と訴えたのです。ストレス発散の場は、出社した時に部署が違いたくさんの仲間との会話だったと話しました。皮肉な訴えのようですが、大きな教訓を含んだ言葉でした。

◆テレワークにもメリットと心配な面があります

新型コロナ感染拡大防止で専門医から提唱されたのが“3密回避”でした。すでに多くの方の生活に定着しており、改めて説明する必要はないでしょう。職場でも、密閉と密接に気をつかい、そして通勤電車の人混みを避ける目的もあり、在宅勤務が広がりました。情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方がテレワークです。Aさん自身、Webで上司との打ち合わせをやり、メンバーとのテレビ会議にも取り組んでいました。テレワークには、在宅ワーク、モバイルワーク、施設利用のワークなどがあり、Aさんの会社も場面に応じて活用していると話してくれました。

国も積極的活用を提唱してきました。企業のメリットとしては、オフィスコストの削減、働く側にとっては、通勤時間がないための有効な時間利用、そしてワークライフバランスの拡大などがあげられています。業種によっては、顧客対応が迅速に進むメリットを上げるケースもあります。一方で、Aさんが語る“孤立状態で判断を求められる”ことは新たなストレスとして無視できません。何事にも表と裏があることを示しています。

◆コミュニケーションの形態は職場によっても異なります

コミュニケーションには伝達感と伝達度があります。内容が相手にちゃんと伝わった、と感じるのが伝達感。内容が正確に伝わっていることが伝達度です。伝える内容にもよりますが、伝達感是对面、伝達度は非対面コミュニケーションが高いと言われております。情報処理上の理論としてのテレワークのメリットです。一方、心理学の側面からは、対面コミュニケーションの効果として、相手の表情を見て反応をうかがいながら“分かりあえる関係”を築くことを上げています。広がる在宅勤務の心配な点として、話し相手がいらない孤独な場が長く続くと、感情の停止・劣化が上げられています。喜怒哀楽があつての人生です。効率化を求めることで、人としての大事な要素がないがしろにされることは避けなければいけません。Aさんの訴えを一人ひとりに考えていただきたいと思います。

いうまでもなく、在宅勤務ではできない職種はたくさんあります。生産工場、運送業など、私たちの暮らしは、現場で苦勞している人たちに支えられていることは忘れないように。働き方改革が長く叫ばれていますが、一律ではありません。自分たちの職場はどうあるべきか、皆さんで話し合って進めていただきたいと思います。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

令和2年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」。今年は新型コロナウイルスの影響により、例年実施されていた事業の大部分が残念ながら中止となりましたが、開催された事業につきましてご報告いたします。

○女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」 応募作品がアイシティで開催された『税金展』 で展示されました

山形村のショッピングセンター アイシティ 21で、税を考える週間期間中に開催された『税金展』にて、当会女性部が取り組みを続ける「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた絵はがき作品が展示されました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学6年生を対象に、税金の正しい知識と仕組みを伝えるために開催される「租税教室」に参加してもらった児童に、授業で学んだことを1枚の絵はがきに描いてもらう取り組みです。児童たちが税金について学び、感じたことが素直に描かれた作品はどれも素晴らしいものばかり



会場に展示された絵はがき作品

りでした。

○県知事感謝状（県税功労者表彰）伝達式

11月17日(火)、本年度の県知事感謝状（県税功労者表彰）の伝達式が県松本合同庁舎にて行われました。今年受表彰されたのは百瀬幸子氏（副会長）、宮本潔氏（監事）のお二人です。誠にありがとうございました。

○「国税の窓」特別番組「第17回クイズ税金百科」放送

テレビ松本ケーブルビジョンが制作する「国税の窓」の特別番組「第17回クイズ税金百科」が11月15日に放送されました。この番組は税を考える週間に合わせて松本税務署管内



問題VTRの撮影に臨む廣田青年部長

納税関係団体連絡協議会が主催しておりますが、今年は新型コロナの影響により、初のオンラインでの大会になりました。今年は管内中学校5校7チームが参加し、クイズを通して「税」の役割や意義を考えてくれました。放送に先立ち、当会からは廣田青年部長が問題出題者としてVTRの撮影に参加されました。

保健の窓

冬場の換気

12月に入り寒さも本格化してまいりましたが、今年の冬はコロナへの備えも必要となります。職場やお店、自宅等、複数の人が集まる場所で、とりわけ注意が求められているのが室内の換気です。感染拡大を防ぐために、重要なポイントなのですが、信州など寒さの厳しい地域では注意が必要です。いきなり窓等を全開にして外気を取り込み、急激に室温が変化すると血圧が大きく変動して心筋梗塞などを引き起こす危険性も指摘されています。

こうした中、おすすめされている換気法がいくつかございましたので紹介いたします。

①「換気扇などでの常時換気」

→キッチンやお風呂、トイレ等の換気扇を常時つけておくと良いそうです。扇風機を使って空気の流れを無くすことも効果的とのこと。

②「常に少しだけ窓を開けておく」

→室温が下がりすぎない程度に。ただし、防犯にはご注意ください。

③「2段階換気」

→直接居室の窓等を開けるのではなく、まずは廊下や隣室の窓を開けて外気を取り込み、次に隣接する居室の戸などを少し開けて、そこから新鮮な空気を取り入れる方法。

こうした換気以外にも、部屋の湿度を保ち乾燥させないことも大切だそうです。基本的なマスク着用や手洗い・消毒の徹底、いわゆる「3密」を避ける行動も引き続き心掛け、私たちみんながこの危機を乗り越えていきたいものです。

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！ ～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も約1時間程度と、お仕事の負担にならないことなどから毎回大変ご好評をいただいております。

基本的な検査項目を網羅した基本コース、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を加えたドック健診の2コースがございます。またオプション検査として、肝炎ウィルス検査、前立腺腫瘍マーカー検査(PSA)、骨粗鬆症検査、乳房超音波検査(乳がん検診)、睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査、アミノインデックス(AICS ※新しいがん検診)検査、ロックスインデックス(LOX-index ※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査)も受診できます。

また、『全国健康保険協会(協会けんぽ)』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます(こちらはおひとり様、年に1度の補助となります)。

なお、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、できる限りの安全対策に努めますが、受診に不安のある方は次回(令和3年7月実施予定)に受診を延期することもご検討ください。

詳しいご案内(申込書付)につきましては、会員の皆様へ12月初旬ごろ、封書にてお送りしておりますが、ご不明な点等ございましたらお気軽に事務局までお問合せください。(電話：35-8080)

日程 令和3年2月2日(火)

2月3日(水)

2月4日(木)

2月5日(金)

2月8日(月)

受付時間 各日とも

午前8:00～午前8:30～

午前9:00～午前9:30～

午前10:00～午前10:30～

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。



サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030代
http://www.sanrinkk.co.jp/

会場 林友ホール(松本市双葉18-22)

※会場にご注意ください！(前回から変更)

費用

〔基本コース〕

A：通常受診 17,000円(消費税込)

C：協会けんぽ扱い 7,500円(消費税込)

→ 通常必要とされる検査項目を内容とする基本コース

(診察・身体測定・視力・聴力・呼吸器系・循環器系・腎機能・消化器系・大腸がん・膵機能・肝機能・高脂血症・高尿酸血症・糖代謝・血液一般・眼底各検査)

〔ドック健診コース〕

B：通常受診 27,000円(消費税込)

D：協会けんぽ扱い 16,000円(消費税込)

→ 基本コースに加えて、「超音波(エコー)検査」「腫瘍マーカー検査」を行います。

※その他各種オプション検査(別料金)もございます。

オプション① 肝炎ウィルス検査 4,000円

オプション② (男性)前立腺腫瘍マーカー検査
(PSA) 1,700円

オプション③ 骨粗鬆症検査 1,700円

オプション④ (女性)乳房超音波検査(乳がん検診)
1,700円

オプション⑤ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)簡易検査
6,000円

オプション⑥ アミノインデックス(AICS)検査
23,000円

オプション⑦ ロックスインデックス(LOX-index)
検査 12,500円

※料金はすべて消費税込価格です。

備考 (1)検査は(一財)全日本労働福祉協会が行います。

(2)検査結果につきましては概ね3週間で通知いたします。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん治療を 幅広くまとめて保障する がん保険

NEW

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in



「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、
治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です
(所定の支払事由に該当する必要があります。詳細は「契約概要」などをご確認ください)。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

長野支社 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
公益財団法人
全国法人会総連合

AFソール-2020-0195-2011010 6月29日

11月開催予定研修会 開催中止のお詫び

広報誌先月号やDM等にてご案内しておりました11月実施予定の右記の研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止させていただきました。大部分の方にはDM等にて事前に中止のご連絡をさせていただいておりましたが、ご予約いただいていた皆様に改めてお詫び申し上げます。

中止のDMにも記載いたしましたが、**研修資料をご希望される方がおられましたら、事務局までご連絡をお願い申し上げます。(TEL35-8080)**

【中止となった11月実施予定研修会】

- ① 新設法人説明会（11月12日 予定）
- ② 第107回税制勉強会（11月25日 予定）
- ③ 決算説明会（11月27日 予定）

12月からの研修会につきましては、市中の感染状況を確認しながらとなりますが、安全対策を施した上で実施可能なものにつきましては再開していく予定ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

12月の予定

9日女性部社会貢献活動（松本児童園への寄付・奉仕活動）

11日役員会 17日新設法人説明会 22日決算説明会
23日県連事務局長会議

決算説明会（法人税・消費税の説明会/11月決算法人対象）

12月22日(火) 午後2時より

松本市駅前会館4階「大会議室」

コロナ禍でも“こだま”する

『法人会やまびこ運動』活動期間延長のお知らせ（ご協力のお願い）

新規会員獲得を目指し、今年も5月から活動を展開してきました紹介運動“法人会やまびこ運動”。今年は新型コロナウイルス感染症により、多くの企業の皆様のご苦勞なされている中での実施でしたが、温かなご協力により新しいお仲間に加わることが出来ました。改めて心より感謝申し上げます。

ご紹介件数

(11月25日現在)

35件

ご入会件数

(11月25日現在)

17件

予定では11月末までを活動期間とさせていただいておりましたが、1社でも多くの方に、ご協力・ご入会をお願いしたく、主管する組織委員会での協議

の結果、活動期間を12月末まで延長させていただくこととなりました。どうかご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、広報誌今月号にお願いのチラシと関連チラシを2枚封入しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

“やまびこ運動”とは

☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。

☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。

☆広報誌今月号付録のご案内（ピンク色のチラシ）裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。

ご協力をお願い申し上げます。

令和3年1月実施予定 新入会員歓迎会 開催延期のお知らせ

例年、会員増強運動終了後の1月に、新入会員の皆様ならびにご紹介者様をお招きして開催しておりました新入会員歓迎会につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、誠に残念ながら開催

を延期させていただくことになりました。延期後の実施時期につきましては、今後の状況を注視しながら検討を進めて参ります。どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍓)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 又は
メディアの
イラスト データでも

デジタルカメラ デジタル写真機

手書きの
イラストでも

素材を組み
合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざまし企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡生命松本ビル5F
TEL0263-35-8080 FAX0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



聖十字教会 国の登録 有形文化財に(松本市)



松本市開智、松本城の北西にございます日本聖公会松本聖十字教会がこのほど、国の登録有形文化財に登録される見通しとなりました。明治時代に建てられた緑色の美しい鐘塔が印象的なこちらの教会はこれまで、そしてこれからも大勢の方々の信仰を支えていくことでしょう。なお、松本市内の登録有形文化財はこれで52件となるそうです。(上兼健司編集委員)

RESTRO RIN (レストロリン)

旨い料理と旨いワインを心ゆくまで



RESTRO RIN (レストロリン)

松本市中央2-20-2 信毎メディアガーデン3F
【ご予約・お問合せ】0263-32-8911

川柳コーナー

来季こそ

頂き上れ

雷鳥よ

流行語

明るい言葉

選びたい

パパのこと

サンタと呼び出す

12月

新米

あとがき

先日、ある方のご紹介各大使にお会いする機会がありました。私の片言の英語を通訳を交えながら、大使との会話、現地特産のエチオピアのコーヒー、ガーナのチョコレートを楽しんでまいりました。

そんなご縁と、自身のコーヒー好きから、私もエチオピア・リム産のオーガニックコーヒー豆を扱う事となり、コーヒー発祥の地と言われる産地での雇用推進のお手伝いと、本場のコーヒーを深く学ぶことが出来ました。そして後日、長野県昼神温泉にエチオピア大使を招いて、地域交流セミナーが開催されることに。大使は長野県の農業、文化にとっても興味を持たれました。催事の中でエチオピア伝統的習慣「コーヒーセレモニー」も行われ、「日本の茶道には通ずるものがある」と語り、茶道をたしなむ姿が、新聞、テレビでも報道されました。私は両大使にお会いし、企業視察などにも真剣に取り組み姿に感銘を受けるとともに、今のアフリカ諸国と高度成長期の日本の姿が重なる印象を受けました。

コロナ禍において、本当に大変な状況にありますが、私たちも初心にかえり、手を取り合いながら、気持ちを強く持つて前に進んでいくことが大切ではないかと、改めて感じた次第です。

(上兼)

(本号編集委員…)

沖 健史

上兼健司



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社